

## 「新たな森林環境政策」(素案)に対する意見

氏名 (団体・企業名)	(社)北海道自然保護協会 (会長 佐藤 謙)
住所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西1丁目 加森ビル5 (6階)

### 1 新たな森林環境政策の必要性について

(「I 森林をめぐる現状と課題」、「II 新たな森林環境政策の必要性」、「III 新たな森林管理の仕組み」について)

(1) 森林づくりの課題に関して、意見交換会におけるパワーポイントの説明では、現状認識として「伐採面積が植栽面積を上回っている」とことと「林業採算性の悪化等により、長期間放置されている森林が多い」ことが併記されている。

しかし、この説明は、現状認識として、真に不十分で矛盾に満ちている。北海道の人里に近い民有林は、近年、広葉樹天然林・二次林と針葉樹人工林の両者において皆伐地が増加中であるとの印象が強いので、現状認識として、経年ごと森林の種類ごとの伐採量を十分に説明すべきである。それが無い説明は、新たな政策が人工林や皆伐地を対象にし、天然林・二次林を対象としない理由を道民に理解させることにならず、まったく説得力がない。

(2) 新たな森林環境政策の必要性は、素案によると、「森林所有者の負担と努力で整備されている森林ではその公益的機能が発揮されているが、長期間放置されている森林が多く残されているところでは公益的機能低下の恐れがあるので、公益的機能の発揮に重点を置いた森林づくりのために人工林の間伐と無立木地への植林が必要である。」と説明されている。公益的機能の内容としては、「水源のかん養や国土・生態系の保全など」と説明されている。そして、天然林は「自然の力によって森林の再生が可能である」旨が記され、新たな森林環境政策の対象森林として、まず北海道の森林(5542千ha)から国有林(3058千ha)を除き、残る全民有林(2485千ha)から天然林・除地(1551千ha)を除き、さらに、残る人工林+無立木地(934千ha)のうち森林整備が行われている人工林(638千ha、道有林人工林はすべて)を除いて、間伐が必要な人工林(202千ha)と植林が必要な無立木地(94千ha)に絞り込み、最終的には、人工林(21千ha)と無立木地(9.9千ha)に絞り込まれたと説明されている。

しかし、上記の説明において、新たな政策の対象森林がなぜ合計約3万haだけの人工林と無立木地(北海道全民有林の約1.2%)に絞り込まれたのか、絞り込んだ基準の説明が漠然としており科学的ではない。まったく説得力がない説明である。しかも、新たな政策において重視されている森林の公益的機能は、水源のかん養や国土・生態系の保全などと説明されているが、放置された人工林や無立木地(皆伐地)だけではなく、それと同等ないしそれ以上に、天然林・二次林にも備えられている機能である。したがって、現在続行中の民有林皆伐を放置しながら、小面積の人工林と無立木地に絞り込んだ政策が北海道の民有林における公益的機能の発揮や再生につながるとは考えられない。北海道が「新たな森林環境政策」と標榜するのであれば、本来、全民有林の現状認識を真摯に、科学的に行い、その全体に関する政策案を示すべきであると考えるが、今回の素案は、余りにも特化された案と批判される。

(3) 前項で触れた北海道の説明において、「森林所有者の負担と努力で整備されてい

る森林ではその公益的機能が発揮されている」との記述、そして公益的機能として「水源のかん養や国土・生態系の保全など」との説明に関連して、北海道の森林・林業政策における根本的な誤りを指摘しておきたい。我が国の新たな森林・林業基本法には、森林の公益的機能として国土保全機能には土砂流出防備などの機能、さらに生物多様性保全機能がそれぞれ詳細に明記されており、同時にそれらの方策として整備だけでなく保全も明記されている。ところが、北海道の説明は、上記の諸機能が詳細に記されず、しかも整備だけを記しており、旧林業基本法の考え方を重視した表現にとどまっている。北海道の説明は、過去に反省したはずの木材生産機能・林業中心の旧態依然としたものと判断されるので、新たな森林環境政策を標榜するのであれば、森林・林業に関する新たな理念に基づいた新たな表現に努めるべきである。

## 2 新たな森林環境政策で進める取組について

(「IV 新たな森林環境政策の仕組み」の「2 新たな森林環境政策の仕組み」の各項目について)

### (1) 人工林の間伐、無立木地への植林について

(1) 他山の石とすべき事例を述べる。国有林の森林施業において、近年、天然林施業から人工林施業に重点が変わってきたが、ある流域の沢沿いにおける人工林施業の結果、下流域の水害・土砂流出被害が起き、下流域住民からその施業に大きな批判が生じて、施業計画がストップした事例が知られている。その人工林施業では間伐として重機を使用して列状間伐を行っていた。現行の人工林間伐施業は、作業の効率化を求める余り重機を使用し表土や土砂を著しく攪乱し、公益的機能(土砂流出防備機能、洪水防止機能)を低下させる事例が少なくない。したがって、人工林の間伐作業は、流域ごとに総合的に判断して、公益的機能の発揮を増加させるという明確な・科学的な根拠を必要としている。そのように、間伐の方法についても吟味された内容が明示されるべきである。

(2) 近年、民有林において人工林だけではなく、天然林・二次林の皆伐が進行している現状では、その施業が無立木地を増加させていると判断できる。したがって、このように公益的機能を低下させている皆伐に対して、北海道としてどのような政策を展開するのか、先にその具体策を明示すべきである。無立木地の植林は、その上で考えるべき内容と判断する。

### (2) 1人30本植樹運動について

1人30本の根拠は、道民1人が生涯(80年)に呼吸で排出する二酸化炭素量であるとの説明があったが、この説明は、根拠ではなく単なる「こじつけ」と思われる。私たち道民の文化的な生活において、道民1人当たりどれだけの二酸化炭素排出量に当たるエネルギーを使用しているか、それに対して、北海道の森林はその種類ごとにどの程度の二酸化炭素を吸収するのか、地球温暖化にかかわる二酸化炭素収支について科学的に説明すべきである。

### (3) 地域に根ざした森林環境保全活動について

地域に根ざした森林環境保全活動では、森林を再生しようとする行動(自然再生・自

然林再生事業)を進める前に、保全すべき森林や再生すべき森林地域、再生の目標となる森林の姿など、従来の林業中心ではなく、森林・林業基本法の理念に基づいた森林環境の現状把握が必要であり、そのような環境教育も必要である。なぜならば、現行の自然再生・自然林再生事業には、道民・国民としての熱意は素晴らしくとも、新たな自然破壊と見なされる事業も含まれる残念な状況があるからである。

#### (4) 森林づくりに対する道民意識の醸成について

「森林づくり」の表現は、林業中心の意識が強く出ており、人工林の整備や無立木地への植林のイメージが強い。しかし、道民・国民が北海道の森林に向ける期待は、林業だけではなく、森林そのものへの意識が強まっている。その全体が、森林の公益的機能発揮につながるとの意識を持たせるべきであろう。

### 3 新たな森林環境政策の財源と(仮称)森林環境税制度の導入について

(「IV 新たな森林環境政策の仕組み」の「3 多様な財源の活用」及び「4 財政需要額」、「V (仮称)森林環境税制度の概要」の各項目について)

1 (2)で述べたように、新たな森林環境政策は、その対象森林が民有林のわずか1%強の状況であり、北海道の民有林政策としての全体感を欠いている。また、民有林のうち道有林については整備が不用であるとされているので、この政策は、北海道の私有林と市町村有林のほんの一部において展開されるものである。そのような全体感・バランスを欠く政策に、私たちの新たな税金を使用して良いのか、極めて疑問に思う。

森林環境税は、都府県の民有林において大きな割合を占める人工林が放置され、放置による公益的機能低下に対して、けっこう実効ある政策として生まれてきた。しかし、北海道では、民有林といえども人工林より天然林(二次林を含む)の割合が高いため、校舎の天然林に対してどのような政策を展開するかが問われる。そうした状況下で、今回の素案は、森林環境税導入が先にあり、その資金に見合うだけに対象森林を絞り込み、北海道の民有林に関する将来的展望を欠いたものになった、北海道の森林に関する公益的機能の発揮において効果はまったく疑われる計画であるとの、厳しい批判ができる。

こうした否定的な判断が可能な状況では、森林環境税制度の導入は、極めて時期尚早であると言わざるをえない。

### 4 新たな森林環境政策の透明性の確保する仕組みについて

(「VI 新たな森林環境政策の透明性の確保」について)

資金の運用について透明性を確保することは当然のことである。しかし、無駄な政策については、政策の実効性を検証することが先決事項である。

### 5 その他

(新たな森林環境政策に関して、どのようなご意見でも結構です。具体的にお書き下さい。)

道内の意見交換会が5月中旬まで開催される予定に対して、パブコメ締め切りが4月いっぱいとする政策は、大きな矛盾であり、北海道の説明責任が問われる。

**【問い合わせ先】**

北海道 水産林務部 林務局 森林計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111 内線28-509、28-525

ファクシミリ：011-232-1295